

○名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例

(平成28年3月8日条例第2号)

改正 平成28年4月1日条例第6号 令和5年3月28日条例第4号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 公文書の公開（第5条－第16条）

第3章 不服申立て等

第1節 諮問等（第17条－第20条）

第2節 情報公開・個人情報保護審査会（第21条－第26条の10）

第4章 情報公開の総合的な推進（第27条）

第5章 雑則（第28条－第30条）

第6章 罰則（第31条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、名寄地区衛生施設事務組合（以下「組合」という。）に関する情報についての住民の知る権利を保障するとともに、一層公正で開かれた衛生行政の実現を図り、衛生行政に対する住民の理解と信頼を深め、もって住民主体の衛生行政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、議会、監査委員及び公平委員会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
- (3) 公文書の公開 文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める住民の権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこ

の条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することがないようにしなければならない。

第2章 公文書の公開

（公文書の公開請求権者）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

（公開請求の手續）

第6条 公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- （1） 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- （2） 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- （1） 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報
- （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第 120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第 140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合に

において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号
- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- キ 他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（個人情報の非公開）

第8条 削除

（公文書の一部公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」とい

う。）が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なうことなく分離できるときは、その部分を除いて、公開請求者に対し、当該公文書を公開するものとする。

（公益上の理由による裁量的公開）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第11条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開しない旨の決定をすることができる。

（公開請求に対する決定）

第12条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に当該公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨又は公開しない旨の決定（公開請求に係る公文書を保有していないとき及び前条の決定を含む。以下「公開決定」という。）をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、公開決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、公文書の一部を公開する旨の決定又は公文書を公開しない旨の決定をしたときは、その理由（公文書の一部を公開する旨の決定をした場合にあっては、残りの部分を公開しない理由）を前項の書面に付記しなければならない。この場合において、実施機関は、これらの決定に係る公文書の全部又は一部が、期間の経過により公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、公開請求があった日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長の理由及び決定をすることができる時期を書面により通知しなければならない。

（公開決定の期限の特例）

第13条 公開決定に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて公開決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第4項の規定に関わらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定をするものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- （1） 本条を適用する旨及びその理由
 - （2） 残りの公文書について公開決定等をする期限
- （第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 公開請求に係る公文書に組合並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行

政法人並びに公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書の提出を求めることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書の提出を求めなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第7条第2号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出を求められた第三者が公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公文書の公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定した旨及びその理由並びに公文書の公開をする日を通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

第15条 公文書の公開は、実施機関が第12条第2項の通知の際に指定した日時及び場所において行うものとする。

2 公文書の公開は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用の負担及び免除）

第16条 この条例の規定に基づく公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。ただし、公文書の写しの交付をする場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

2 審査請求に係る不服申立人の資料閲覧等に関する手数料は、当該不服申立人の負担とし、手数料の種類及び金額は、別表のとおりとする。

3 実施機関又は前項の規定により行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく審理員若しくは法第81条の規定に基づき主張書面等の写し等の交付を行う機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第1項ただし書の規定による費用又は前項の規定による手数料は免除するものとする。

（1） 法令の規定により管理者が取り扱わなければならないもの

（2） 官公署又は公務員の職務上の請求によるもの

（3） 現に生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活の扶助を受けているもの

（4） 前各号に定めるもののほか、管理者が特別の理由があると認めたもの

第3章 不服申立て等

第1節 諮問等

（審理員による審査手続に関する適用除外）

第17条 公開決定又は公開請求に係る不作為に係る不服申立て（法に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、法第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第18条 公開決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する採決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、名寄地区衛生施設事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下するとき。

（2） 裁決で、不服申立てに係る審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、審査請求について裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第19条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

（1） 不服申立者及び参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2） 公開請求者（公開請求者が不服申立者又は参加人である場合を除く。）

（3） 当該審査請求に係る公開決定について反対意見を提出した第三者（当該第三者が不服申立者又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1） 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2） 審査請求に係る公開決定を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2節 情報公開・個人情報保護審査会

（設置）

第21条 情報公開制度における不服申立て及び情報公開制度の適正かつ円滑な運用並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、名寄地区衛生施設事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第22条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 第18条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）

第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（議会を除く。以下同じ。）

ウ 名寄地区衛生施設事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第5号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第47条第1項の規定により審査会に諮問をした議長

（2） 対象公文書 公開決定に係る公文書をいう。

（3） 保有個人情報 次に掲げるものをいう。

ア 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第3号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）

イ 議会個人情報保護条例第27条第1項、第37条第1項又は第44条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第5号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。）

（所掌事項）

第23条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

（1） 第18条第1項の規定による諮問に応じ、公開決定又は公開請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

（2） 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する重要事項

（3） 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

（4） 名寄地区衛生施設事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第4号。以下「法施行条例」という。）第11条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

（5） 議会個人情報保護条例第47条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は議会個人情報保護条例第21条第2項、第33条第2項若しくは第41条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

（6） 議会個人情報保護条例第52条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

（7） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載される特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項

（組織）

第24条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第25条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長及び副会長）

第26条 審査会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（審査会の調査審議）

第26条の2 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

（審査会の調査権限）

第26条の3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、対象公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された対象公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、対象公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第26条の4 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第26条の5 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第26条の6 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又はそれらに係る写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（審査請求に係る調査審議手続の非公開）

第26条の7 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第26条の8 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人

及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（審査請求に係る調査審議以外の調査審議）

第26条の9 審査会は、第23条第2号及び第4号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは実施機関に対して、同条第6号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは議会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第23条第2号及び第4号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは実施機関以外の者に対しても、同条第6号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは議会以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（委任）

第26条の10 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の推進）

第27条 実施機関は、公平、公正で透明な衛生行政を推進し、衛生行政への住民参加の推進に資するため、住民が衛生行政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、公開請求に基づく公文書の公開のほか、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

第5章 雑則

（公文書の適正な管理等）

第28条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（実施状況の公表）

第29条 管理者は、毎年度1回、各実施機関の公文書の公開等についての実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

（罰則）

第31条 第25条第4項に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則（平成28年3月8日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（適用区分）

2 法施行条例による改正後の名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例（以下「新情報

公開条例」という。）第7条の規定は、法施行条例の施行の日以後に行われる新情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定について適用する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行後に第21条第4項の規定により初めて委嘱する委員の任期は、同条第5項の規定中「2年」とあるのは、「1年」と読み替えるものとする。

（他の条例の準用規定）

- 4 実施機関の決定又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、名寄市情報公開条例（平成18年名寄市条例第18号）の規定を準用する。この場合において、「市政」とあるのは「衛生行政」と、「市民」とあるのは「住民」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「市内」とあるのは「関係市町村」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年4月1日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

手数料の種類	区分	金額
（1） 行政不服審査法第38条（同法第66条、地方自治法第258条第1項その他法律において準用する場合（この項及び第16条第3項において「準用する場合」という。）を含む）の規定に基づき審理員（準用する場合にあっては、当該法律により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等交付手数料等	用紙1枚（両面に印刷されたものについては、片面を1枚とする。）につき	10円 （カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）
（2） 行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付手数料等	用紙1枚（両面に印刷されたものについては、片面を1枚とする。）につき	10円 （カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）